

## 最近の司法修習生の状況について

最高裁判所事務総局

平成20年5月23日

1 最近の司法修習生の状況について、修習生に直接接する教官や指導官の感想等及び二回試験における不可答案の傾向は、以下のとおりである。

## (1) 司法修習生に直接接する教官や指導官の感想等

- 新第60期（平成18年度11月期採用）を含め、最近の司法修習生は、きちんと指導訓練をすれば一定の成果が現れるという意味において、従来の司法修習を経た者と比べても、決して遜色はない。
- 大多数の司法修習生は、自分たちのころと同様に、熱心に修習に取り組んでおり、期待した成果を上げている。
- 当初は、問題点を分析整理し、自分の考えの筋道を説得的に説明することに課題があると思われる司法修習生も多かったが、指導を進めるにつれて、多くは事実認定等について成長し、一定の進歩がみられた。
- 新第60期司法修習生は、概して、口頭で自分の考えを述べる能力に優れており、この点は、法科大学院における双方向・多方向授業の一つの成果ではないか。
- 司法修習生間の実力にばらつきが出てきており、下位層の数が増加しきっているように感じる。司法試験合格者数の増加と関係があるのでないか。
- 「生きた事件」を素材とする実務修習を実のあるものにするには、民法、刑法等の基本法の論理的・体系的な理解が不可欠であるが、下位層の司法修習生の中には、これらの基本法について表面的な知識を有するにとどまり、その理解が十分でないため、具体的な事案に即した適切な分析検討ができていない者が相当数含まれているのではないか。
- 基本法の理解不足を克服できなかつた一部の司法修習生は、司法修習プロセスを通じて伸び悩んでいた。
- 基本法の理解が不十分なまま、司法修習で所期の成果を收めることは

難しいのではないか。

(2) 二回試験における不可答案の傾向

最近の二回試験で「不可」と判定された答案は、実務法曹として求められる最低限の能力を修得しているとは認め難いものであった。以下、典型例を示す。

ア 民法、刑法等の基本法における基礎的な事項についての論理的・体系的な理解不足に起因するとみられる例

○ 刑法の重要概念である「建造物」や「焼損」の理解が足りずに、放火の媒介物である布（カーテン）に点火してこれを燃焼させた事實を認定したのみで、現住建造物等放火罪の客体である「建造物」が焼損したかどうかを全く検討しないで「建造物の焼損」の事實を認定したもの

○ 債務の消滅原因として主張されている民法505条の相殺の効果を誤解して、相殺の抗弁によっては反対債権との引換給付の効果が生じるにとどまる旨を説明したもの

イ 事実認定のごく基本的な考え方方が身に付いていないことが明らかである例

○ 「疑わしきは被告人の利益に」の基本原則が理解できておらず、放火犯人が被告人であるかどうかが争点の事案で、「被告人は犯行を行うことが可能であった」といった程度の評価しかしていないのに、他の証拠を検討することなく、短絡的に被告人が放火犯人であると結論付けたもの

○ 刑事弁護人の立場を踏まえた柔軟な思考ができずに、被告人が一貫して犯行を否認し、詳しいアリバイを主張しているのに、被告人の主張を無視し、アリバイに関する主張を全くしないもの

2 最高裁判所としては、今後とも、司法修習生の実情を注視してまいりたい。また、今後主流となる法科大学院を中心とする新しい法曹養成プロセスにおける法科大学院教育、司法試験及び司法修習の有機的連携の確保の在り方等

については、法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会（いわゆる五者協議会）において検証作業が行われており、最高裁判所も、その一員として、必要な協力をする所存である。